

令和5年度 工事事故防止強化月間 実施要領

1. 目的

工事事故防止強化月間（以下「強化月間」という。）は、工事稼動現場が多くなる時期において、安全対策の取組を確認・強化することにより、受発注者の安全意識を高め、工事事故を防止することを目的とする。

2. 対象期間

令和5年11月1日（水）から令和5年11月30日（木）まで。

（※上記対象期間は推奨期間であり、対象期間内に実施が困難な場合はこの限りではない。）

3. 実施内容

各事務（管理）所、センターにおいては、以下の実施内容について取り組むものとし、以下の実施内容以外の安全対策の取組についても、各管内の現場状況や工事特性、事故の発生状況等を踏まえ、積極的に取り組んでいくこと。

① 安全協議会等の開催

- ・強化月間に施工中の全工事の受注者を対象とした安全協議会等を、事務所長出席のもと、事務所単位又は出張所単位で適宜開催する。
- ・安全協議会等では、「関東地方整備局令和5年度重点的安全対策」、「事務所管内の事故事例や工事特性を踏まえた安全対策の注意喚起」等を説明し、周知徹底を図る。
また、管内の労働基準監督署、所轄警察署の講話及び外部機関（建災防等）を活用した講習会等を併せて行い、安全に対する注意喚起を図る。

② 現場の安全総点検・パトロール

- ・強化月間に施工中の全ての工事について、現場の安全総点検・パトロールを実施し、安全対策が適切に実施されていることを受発注者間で相互に確認して安全意識の向上を図る。
- ・必要に応じ、管内の労働基準監督署に協力要請し、合同で実施する。
令和5年度に工事事故が発生した現場については、再発防止の取組の実施状況を確認する。

③ 啓発活動

強化月間の趣旨を工事関係者等に広く周知するため、次のような啓発活動を積極的に実施する。

- ・「関東地方整備局令和5年度重点的安全対策」の啓発
- ・「工事事故防止強化月間」チラシの配布・掲示
- ・「工事事故の現状と対策について」(本局作成資料)の配布
- ・「事務所管内の事故事例や工事特性を踏まえた安全対策の注意喚起」
- ・現場で作業を行う業務委託業者に対する安全対策についての注意喚起